表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和6年度)

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
高松法務局	木田郡三木町大字井上
高松法務局丸亀支局	丸亀市牛島
高松法務局丸亀支局	丸亀市飯野町西分
高松法務局丸亀支局	丸亀市飯野町東二
高松法務局丸亀支局	仲多度郡まんのう町七箇字池ノ尻
高松法務局観音寺支局	観音寺市伊吹町
高松法務局観音寺支局	観音寺市新田町
高松法務局観音寺支局	観音寺市大野原町有木
高松法務局観音寺支局	観音寺市豊浜町箕浦
高松法務局観音寺支局	観音寺市流岡町